

## 改良住宅（店舗）への入居に関する要領

### （目的）

第1条 この要領は、浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号。以下「条例」という。）及び浜松市営住宅条例施行規則（平成9年浜松市規則第73号。以下「規則」という。）に定めるもののほか改良住宅の店舗及び住居への入居について必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 条例第2条3号に規定する住宅と同8号に規定する店舗とを一体として使用するもの。
- (2) 前号に規定する店舗等は別表のとおりとする。

### （対象者）

第3条 店舗等に入居できるものは、店舗において営業を行なおうとする者で、条例第6条第5項の資格要件を満たし、1月の収入が政令月収259,000円以下とする。

### （募集方法）

第4条 店舗等として定期募集または随時募集を行う。

### （入居許可の申請）

第5条 店舗等へ入居しようとする者は、規則第2条第1項に規定する申請書に、店舗において営業する業務内容がわかる計画書（第1号様式）を添付しなければならない。この場合において、市長が、必要があると認めるときは、経営状況のわかる書類の提出を求めることができる。

### （入居者の決定）

第6条 入居者は、次に掲げる方法で選考して決定する。

#### 定期募集の場合

- (1) 第一次選考（抽選）

公募により募集した戸数を応募が上回った場合は、公開抽選により仮当選者を決定する。

- (2) 第二次選考（書類審査及び面接審査）

第一次選考の公開抽選により仮当選した者に対し、提出された書類等により年齢、家族構成、収入基準等を審査し、併せて面接等により本人の店舗での業務内容等について審査し判断する。

#### 随時募集の場合

募集期間内に入居資格が判断できる書類を提出した順に受付し審査を行なう。

### （許可できない業種）

第6条 市長は、店舗の営業を希望する者が営む業種について、地域及び青少年に悪影響を及ぼす場合は入居の許可をしないものとする。

(業種変更および廃業)

第7条 入居者は、第5条において提出した計画書による業務の内容を変更する場合は、事前に変更内容について管理者に説明するとともに、変更内容のわかる計画書を市長に提出し承認を得ること。この場合、第6条の規定を準用する。

なお、店舗において営業を終了し廃業となる場合は、店舗及び住戸を明渡さなければならない。

ただし、この場合、市営住宅等への入居を希望する時は、入居資格要件を満たし、条例などに違反がない場合は、住み替えをすることが出来る。

(店舗の改修等)

第8条 店舗の使用に当たり業務形態により内装などを改修する必要がある時は、浜松市営住宅用途外使用・模様替え・増築承認に関する取扱い要領に基づく模様替えの申請をすること。

2 店舗内に業務で必要になる什器類を設置する場合は建物構造体の耐力に影響を与えないよう設置すること。

(誓約書の提出)

第9条 入居者は、入居の許可を受けた際に、入居後の管理の諸条件を内容とした誓約書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は平成23年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

浜松市長

住所

氏名

## 計 画 書

- 1 業種
- 2 従業員数
- 3 店舗営業の具体的内容

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

浜松市長

住所

入居者

氏名

誓 約 書

このたび富吉住宅の店舗、住戸へ入居にあたり、  
下記の事項を厳守することを誓約いたします。

- 1 営業にあたり店舗内を改修する必要がある場合は、事前に管理者に改修内容を説明します。また、改修に当っては建物の構造耐力に影響を及ぼすような計画はしません。
- 2 退去する場合は、店舗部分、住戸部分において私の費用負担で改修等したものについては、責任をもって撤去します。

別表（第2条関係）

団地名	店舗部分	住戸部分
富吉団地 E棟	101	201
	102	202
	103	203
	104	204